

【京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金】
⇒映像コンテンツ関連特区

《補助率等》

事業所設置促進補助金：投下固定資産額×10%

府内常用雇用促進補助金：新規府内常用雇用者数×単価

(障害者 × 50万円 正規雇用者 × 40万円 その他 × 10万円)

※ 京都市地域に立地される場合は上記の補助率・単価がそれぞれ0.5倍となります。

《交付限度額》

事業所設置促進補助金		府内常用雇用促進補助金
府内常用雇用者数	限度額	
5～9人の場合	0.5億円	8億円
10～19人の場合	1億円	
20～49人の場合	1.5億円	
50～99人の場合	2億円	
100～299人の場合	3億円	
300～499人の場合	6億円	
500人以上の場合	8億円	

《補助対象業種及び投資規模要件》

対象地域	補助対象要件		
	用地等面積	投下固定資産額	府内常用雇用者数
京都市(右・中・下・西区)、 亀岡市、南丹市	(500㎡ 又は 1億円) かつ 5人		

→既存敷地内での増設の場合は、さらに下記のすべての要件を満たす必要があります。

現在の事業所が	①敷地面積5千㎡以上
	②従業員10人以上